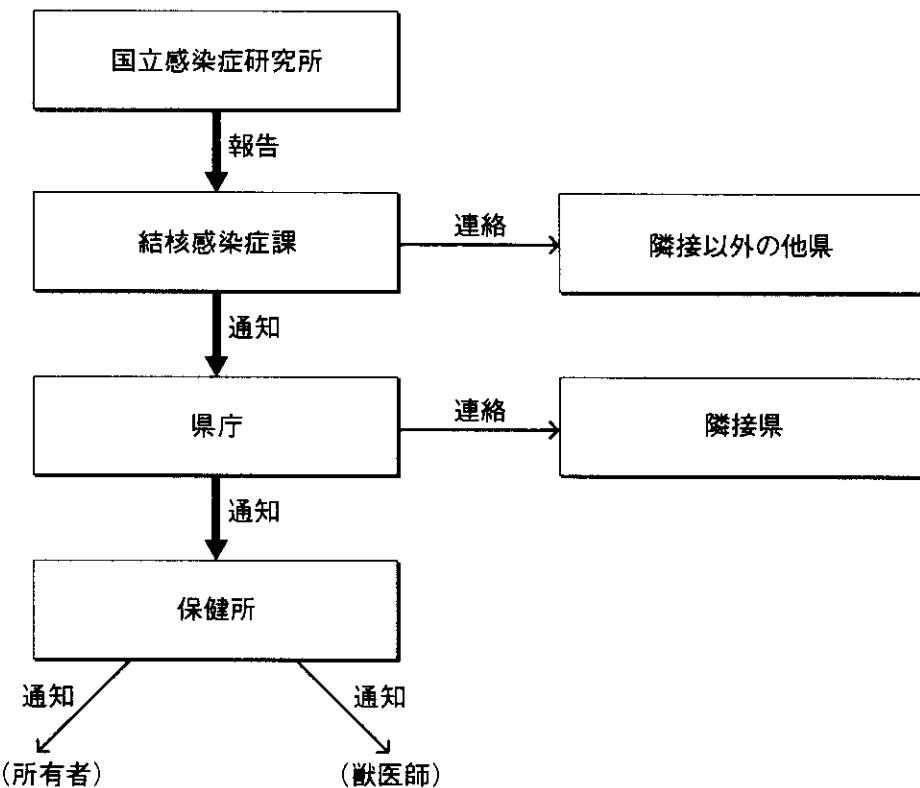
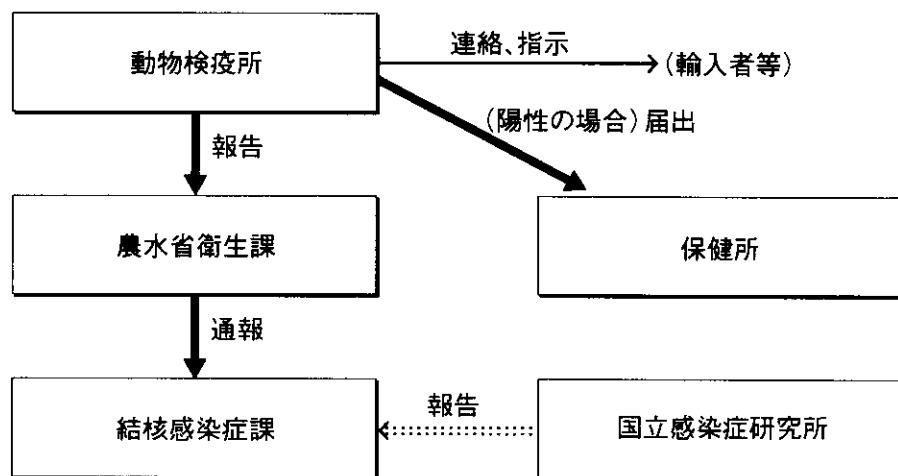


V 確定診断結果の報告のフローチャート (P. 38)

1. 国内における発見の場合



2. 動物検疫所における発見の場合



2. 概要

I. 狂犬病の疑いのある動物の発見から確定診断前までの対応

1. 獣医病院で発見した場合 27

- (1) 臨床診断を行った獣医師から保健所への届出 [付属書1]
- (2) 届出を受けた保健所における対応
 - ア 獣医師及び所有者からの聞き取り [付属書4]
 - イ 獣医師及び所有者への指示（動物の保管・管理、隔離、殺害禁止、死体の引渡し、暴露後発病予防の指示）
 - ウ 動物の観察 [付属書1、2]
 - エ 限定した疫学調査の開始
- (3) 保健所における動物に対する措置の選択 [付属書3]
観察の継続又は致死処分
- (4) 保健所から都道府県等主管課への確定診断の依頼と検体の送付 [付属書10]

2. 自治体の動物管理施設で発見した場合 28

犬の場合は公示を行い、以下の場合に応じて対応。

- (1) 所有者不明動物の場合
 - ア 動物の観察 [付属書1]
 - イ 致死処分
 - ウ 疫学調査の準備
 - エ 保健所から都道府県等主管課への確定診断の依頼と検体の送付 [付属書10]
- (2) 犬の所有者判明の場合
 - ア 保健所から所有者への指示（1の（2）のイ参照）
 - イ 臨床診断を行った獣医師から保健所への届出 [付属書1]
 - ウ 届出を受けた保健所における対応
 - （ア） 獣医師及び所有者からの聞き取り（1の（2）のア参照） [付属書4]
 - （イ） 獣医師及び所有者への指示（1の（2）のイ参照）
 - （ウ） 動物の観察（1の（2）のウ参照） [付属書1]
 - （エ） 限定した疫学調査の開始
 - エ 保健所における動物に対する措置（1の（3）参照） [付属書3]
観察の継続又は致死処分
 - オ 保健所から都道府県等主管課への確定診断の依頼と検体の送付 [付属書10]

3. 動物の所有者が発見した場合 30

- (1) 所有者から保健所への連絡

- (2) 連絡を受けた保健所から所有者への指示（1の（2）のイ参照）
- (3) 所有者及び保健所からかかりつけ獣医師への連絡
- (4) 臨床診断を行った獣医師から保健所への届出 [付属書1]
- (5) 届出を受けた保健所における対応
 - ア 獣医師及び所有者からの聞き取り（1の（2）のア参照）[付属書4]
 - イ 獣医師及び所有者への指示（1の（2）のイ参照）
 - ウ 動物の観察（1の（2）のウ参照）[付属書1、2]
 - エ 限定した疫学調査の開始
- (6) 保健所における動物に対する措置の選択（1の（3）参照）[付属書3]
 - 観察の継続又は致死処分
- (7) 保健所から都道府県等主管課への確定診断の依頼と検体の送付 [付属書10]

4. 野外（野生動物・放浪動物）で発見した場合 31

- (1) 発見者から保健所への連絡 [付属書1]
 - ア 野生動物の場合
 - イ 放浪動物（野生動物を除く。）の場合
- (2) 保健所による発見者からの聞き取り（1の（2）のア参照）[付属書4]
- (3) 動物の捕獲
- (4) 動物管理施設への搬送・保管
 - （以下「2 自治体の動物管理施設で発見した場合」に従い対応）

5. 動物検疫所で発見した場合 31

- (1) 動物検疫所内の場合 [付属書12]
 - ア 家畜防疫官等による死亡動物等の確認
 - イ 輸入者等からの聞き取り
 - ウ 限定した疫学調査の開始
 - エ 動物検疫所による確定診断
 - オ 国立感染症研究所への検査の依頼
- (2) 家畜防疫官指定場所（輸入者自宅等）の場合
 - ア 輸入者等から動物検疫所への連絡
 - イ 動物検疫所から輸入者等への指示（1の（2）のイ参照）
 - ウ 動物検疫所による死亡動物の確認
 - エ 限定した疫学調査の開始
 - オ 動物検疫所による確定診断
 - カ 国立感染症研究所への検査の依頼

6. 空港・港湾施設内で発見した場合 33

発見された動物が以下のア～ウのいずれに該当するかを判断して対応。

- ア 検疫対象動物である場合
 - イ 検疫対象外動物である場合
 - ウ 国内の犬等である可能性が高いと判断される場合
- (1) 動物検疫所における対応 [付属書12]
 - (2) 空港公団等における対応
 - (3) 保健所における対応

II. 狂犬病ウイルス感染の疑いのある者への対応

1. 医療機関における対応	33
(1) 感染の疑いのある者からの聞き取り	
(2) 危険度の判断 [付属書5]	
(3) 狂犬病暴露後発病予防の実施	
(4) 人の狂犬病の検査法 [付属書6、7]	
(5) 咬傷被害者等に保健所への連絡を指示	
(6) 医師から保健所への通報	
2. 感染の疑いのある者（又は医師）からの連絡を受けた保健所における対応	35
(1) 感染の疑いのある者等からの聞き取り	
(2) 加害動物の追跡調査とその特定	
ア 加害動物に所有者がいる場合	
(Ⅰの3「動物の所有者が発見した場合」に従い対応)	
イ 加害動物が野外（野生動物・放浪動物）にいる場合	
(Ⅰの4「野外動物で発見された場合」に従い対応)	

III. 狂犬病の疑いのある動物発見の報告及び確定診断依頼

1. 国内における発見の場合	35
(1) 保健所	
ア 都道府県等主管課への報告 [付属書4、9]	
イ 確定診断の依頼	
ウ 地方衛生研究所への検体の送付 [付属書10]	
(2) 都道府県等主管課	
ア 厚生労働省結核感染症課（以下「結核感染症課」という。）への通報 [付属書4、9]	
イ 隣接他県への連絡	
ウ 地方獣医師会への連絡	
エ 結核感染症課への確定診断の依頼	

(3) 地方衛生研究所	
ア　国立感染症研究所への検体の送付 [付属書 10]	
(4) 結核感染症課	
ア　確定診断の依頼	
イ　隣接以外の他県への連絡・指示	
2. 動物検疫所における発見の場合	37
(1) 動物検疫所	
ア　農林水産省生産局畜産部衛生課（以下「農水省衛生課」という。）への報告	
イ　検査の依頼	
ウ　国立感染症研究所への検体の送付	
(2) 農水省衛生課	
ア　結核感染症課への通報	
イ　検査の依頼	
(3) 結核感染症課	
ア　検査依頼の連絡	

IV. 確定診断

1. 確定診断における分担 [付属書 10]	37
2. 狂犬病の検査方法 [付属書 11]	38
3. 検査結果の確定	38

V. 確定診断結果の報告

1. 国内における発生の場合	38
(1) 国立感染症研究所から結核感染症課への報告	
(2) 結核感染症課	
ア　都道府県等主管課への通知	
イ　隣接以外の他県への連絡	
(3) 都道府県等主管課	
ア　地方衛生研究所及び保健所への通知	
イ　隣接他県への連絡	
(4) 保健所から所有者、獣医師等への通知	

2. 動物検疫所における発見の場合	39
(1) 動物検疫所	
ア 農水省衛生課への報告	
イ 管轄保健所への届出（陽性の場合）	
ウ 輸入者等への連絡	
(2) 農水省衛生課から結核感染症課への通報	
(3) 国立感染症研究所から結核感染症課への報告	

VI. 確定診断により陽性と診断された場合の対応

1. 調整会議の開催	39
2. 中央、地方及び現地連絡会議の立ち上げ（調整会議の結果に応じて実施）	40
連絡会議の構成（事務局、関係機関、関係団体）	
3. 連絡会議の事務	40
(1) 中央連絡会議	
ア 報道（正しい情報提供による風評、混乱の防止）	
イ 現状把握・分析	
ウ 関係機関・団体、自治体間の連絡調整	
エ 関連省庁、団体、自治体への協力依頼	
(ア) 動物検疫所	
(イ) 農水省衛生課	
(ウ) 検疫所	
(エ) 税関	
(オ) 警察庁	
(カ) 環境省自然保護局	
(キ) (社) 日本獣医師会	
(ク) (社) 日本医師会	
(ケ) (社) 動物用生物学的製剤協会	
(コ) 発生地以外の自治体	
オ 広域疫学調査の指示	
カ 法的措置実施について自治体と協議・決定	
キ 物資調達（必要に応じ予算措置、ワクチンの緊急輸入）	
(ア) 動物用狂犬病ワクチンの緊急輸入の手配	
(イ) 人体用狂犬病ワクチンの緊急輸入の手配	
ク 狂犬病動物輸出国への情報提供	

(2) 地方連絡会議の事務

ア 報道

イ 犬のけい留命令等

ウ 現状把握・分析

エ 中央連絡会議・近隣他県への報告

オ 関連部局・団体間の連絡調整

カ 関連部局・団体への協力依頼

(ア) 医療関係課

(イ) 薬務関係課

(ウ) 警察本部

(エ) 野生動物担当課

(オ) 農林水産部衛生課

キ 疫学調査の指示

ク 法的措置実施についての中央連絡会議との協議・決定

(ア) 集合施設の禁止、移動禁止制限

(イ) 一斉検診

(ウ) 一斉ワクチン接種

(エ) 通行遮断

(オ) けい留されていない犬の捕獲・薬殺

ケ 物資調達(予算措置)

(3) 現地連絡会議の事務

ア 現地での疫学調査

調査内容は、Iの1の(2)のエに従い実施する。

イ 地方連絡会議への報告

調査結果、対応状況等について逐次地方連絡会議へ報告する。

ウ 住民への啓発・指導

エ 狂犬病の疑いのある動物の隔離

(ア) 獣医師又は所有者から狂犬病の疑いのある動物発見の届出があった場合で、Iの1の(2)のウに該当する場合

(イ) 所有者が判明しない動物を捕獲・収容した場合

(ウ) 野生動物を収容した場合

オ 法的措置の実施

(ア) 集合施設の禁止、移動制限

(イ) 一斉検診

(ウ) 一斉ワクチン接種

(エ) けい留されていない犬の捕獲・薬殺

カ 狂犬病の疑いのある動物と接触した施設内にある全ての物品等の移送・移動禁止と施設の洗浄・消毒の指示 [付属書13]

VII. 連絡会議の解散

VIII. 通常時の対応

1. 犬の登録、狂犬病予防注射の推進	46
2. 狂犬病対策に従事する者への感染防御対策	46
3. 国外からの侵入防止の徹底	46
(1) 動物検疫所における対策	
(2) 税関における対策	
(3) 検疫所における対策	
(4) 外国船内で飼育されている動物の不法上陸への対応	
国際港を有する自治体は、外国船員に対し動物を不法上陸させないよう周知する。	
4. 研修会の開催	46
(1) 行政関係者	
(2) 臨床獣医師	
(3) 医療関係者	
(4) 住民及び動物の所有者	
5. 狂犬病暴露後発病予防の可能な医療機関の把握	46
6. 人の狂犬病感染に対する適切な対応	47
7. 狂犬病の疑いのある動物の捕獲に係る関係部局との調整	47

<対応の詳細>

I. 狂犬病の疑いのある動物の発見から確定診断までの対応

1. 獣医病院で発見した場合

(1) 臨床診断を行った獣医師から保健所への届出

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「予防法」という。）第8条の規定に基づき、狂犬病の疑いのある動物を診断又は検査した獣医師は、直ちに当該動物の所在地を管轄する保健所長に届出を行う。

(2) 届出を受けた保健所における対応

ア 獣医師及び所有者からの聞き取り

届出を受けた保健所長（狂犬病予防事務を担当している機関が動物保護センター等、保健所と異なる機関の場合は、保健所から連絡を受けた当該機関とする。以下同じ。）は、狂犬病発生の確認を行うため、獣医師及び動物の所有者から状況聴取を行うとともに、都道府県等（保健所設置市または特別区を含む。以下同じ。）主管課に第1報を入れる。聴取事項については、付属書4「発見者からの聞き取り調査票」（P. 53）を参照。

イ 獣医師及び所有者への指示

狂犬病予防員（以下「予防員」という。）は、状況聴取の結果、感染の疑いがあると判断した場合は、獣医師及び所有者に対して次の指示を行うこと。

また、当該動物と同居している、または接触のあったことが明らかな動物についても、狂犬病の疑いがある動物として同様の指示を行う。

（ア） 動物の保管・管理、隔離（他の動物との接触の禁止）

人や他の動物が容易に近づけない場所で保管、隔離するよう指示する。

また、感染の疑いがなくなるまでの間、施設外への移動を禁止する。

なお、獣医師診療施設又は所有者の自宅に動物を保管することが狂犬病蔓延防止を妨げると判断した時は、都道府県等の動物管理施設に移送し、隔離・保管して観察する。この場合、「動物の保管依頼書」（付属書2（P. 51）に様式例を示す）を所有者から徴収しておく。

（イ） 殺害禁止

予防員の許可を受けないで、動物を殺害することを禁止する。

（ウ） 死亡した場合の死体の引渡し

保管中に死亡した場合は、直ちに保健所に連絡するとともに、死体について、狂犬病の確定診断の必要があると認める場合は、予防員に引き渡すよう指示する。

（エ） 所有者等が動物から咬傷を受けた場合は、医療機関での治療、暴露後ワクチン接種の指示。詳細は、II（P.33）参照。

ウ 動物の観察（付属書1「狂犬病の疑いのある動物の症状と特徴」（P. 48）参照）

予防員は、狂犬病の疑いのある動物の状況を確実に把握する必要から、動物が存する動物管理施設、獣医師診療施設又は所有者の自宅に立ち入り、保管中の動物の状況を適宜

観察する。

エ 限定した疫学調査の開始

予防員は、所有者等からの状況聴取に基づき、感染源、感染経路、他の狂犬病の疑いのある動物の有無等について調査を行う。

(3) 保健所における動物に対する措置の選択

予防員は、状況調査及び疫学調査の結果、狂犬病感染の疑いが無いことが明らかである場合を除き、付属書3「動物に対する措置の選択の基準」(P.52)に基づき、観察の継続又は病性鑑定のための致死処分の判断を行う。観察を継続する場合、観察期間は2週間以上とする。

狂犬病の疑いのある動物と同居していた、または接触のあったことが明らかな動物で、ワクチン接種を行っていないものについては、狂犬病の疑いのある動物と同様、観察の継続又は病性鑑定のための致死処分の判断を行う。ワクチン接種を行っているものについては隔離のもと、引き続き観察を継続する。

致死処分を行う場合は、所有者の了解を得て行うとともに、狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号。以下「政令」という。)第5条に準じて「処分前評価」を行っておくこと。

(4) 保健所から都道府県等主管課への確定診断の依頼と検体の送付

確定診断の必要があると判断し動物を致死処分した場合又は動物の死体を所有者から引き渡された場合は、当該動物の死体を都道府県等地方衛生研究所(以下「地方衛生研究所」という。)へ送付する。地方衛生研究所への検体の送付方法等は、IV(P.37参照)に従い対応する。なお、致死処分・検体採取・送付等に際しては、新たな汚染・感染拡大を確実に防止できる方法を用いること。(付属書10「確定診断のための検体送付方法等」(P.67)参照)
また、地方衛生研究所への検査依頼は、都道府県等主管課を経由して行う。

2. 自治体の動物管理施設で発見した場合

所有者の有無に応じ(犬の場合は公示を行い所有者を捜す)、(1)または(2)の対応を行う。

(1) 所有者不明動物の場合

ア 動物の観察

予防員は、保管中の動物の観察を行う。観察については、1の(2)のウに従い対応する。

イ 致死処分

予防員は、公示後、所有者が判明しない場合で、当該動物を致死処分して確定診断を行う必要があると判断した場合は、政令第5条の処分前評価を実施し、致死処分を行う。

ウ 限定した疫学調査の開始

予防員は、公示期間中は、観察を行うとともに、動物の捕獲・収容を行った場所の付近住民に対して次の状況等について聞き取り調査を実施する。

(ア) 他に異常を示す動物の有無

(イ) 徘徊時の動物の状況

(ウ) 人や他の動物に対する咬傷等の有無

(エ) 他の動物との接触の有無 等

エ 保健所から主管課への確定診断の依頼と検体の送付

致死処分した動物は、直ちに確定診断を実施するため、1の(4)と同様に地方衛生研究所へ送付すること。

(2) 所有者判明動物の場合

ア 保健所から所有者への指示

予防員は、公示等により所有者が判明した場合は、所有者に対して狂犬病の疑いがある旨を伝え、狂犬病感染の有無について獣医師の診断を受けるよう指示する。なお、動物の隔離場所については、引き続き動物管理施設における隔離を勧める。また、必要に応じて、1の(2)のイに準じた指示を行う。

イ 臨床診断を行った獣医師から保健所への届出

臨床診断により狂犬病又はその疑いがあると診断した獣医師は、直ちにその旨を保健所長に届ける。

ウ 届出を受けた保健所における対応

(ア) 獣医師及び所有者からの聞き取り

届出を受けた保健所長は、狂犬病感染の確認を行うため、獣医師及び動物の所有者から状況聴取を行う。(聴取内容は、1の(2)のア参照。)

(イ) 獣医師及び所有者への指示

予防員は、状況聴取の結果、感染の疑いがあると判断した場合は、獣医師及び所有者に対して次の指示を行うこと。(詳細は、1の(2)のイ参照。)

a 動物の保管・管理、隔離、他の動物との接触の禁止等

b 殺害禁止

c 死亡した場合の死体の引渡し

d 所有者等が動物から咬傷を受けた場合の暴露後発病予防の指示

(ウ) 動物の観察

予防員は、動物管理施設(場合によっては獣医師診療施設又は所有者の自宅)に保管中の動物の状況を観察する。(詳細は、1の(2)のウに従い対応する。)

(エ) 限定した疫学調査の開始

予防員は、感染源、感染経路、他の狂犬病の疑いのある動物の有無等について調査を行う。

エ 保健所における動物に対する措置の選択

予防員は、状況調査及び疫学調査の結果、狂犬病感染の疑いが無いことが明らかである場合を除き、付属書3「動物に対する措置の選択の基準」(P.52)に基づき、観察の継続又は致死処分の判断を行う。

詳細については、1の(3)に従い対応する。

オ 保健所から都道府県等主管課への確定診断の依頼と検体の送付

致死処分した動物は、1の(4)と同様に、地方衛生研究所へ送付する。検体の送付等は、IVに従い対応する。

3. 動物の所有者が発見した場合

(1) 所有者から保健所への連絡

自己の所有する動物が異常を示していると判断した場合は、当該所有者は直ちに保健所にその旨を連絡する。

(2) 連絡を受けた保健所から所有者への指示

予防員は、狂犬病感染の有無について獣医師の診断を受けるよう指示する。

また、必要に応じて1の(2)のイに準じた指示を行う。

(3) 所有者及び保健所からかかりつけ獣医師への連絡

所有者は、保健所からの指示に従い、直ちにかかりつけの獣医師へ連絡し、狂犬病感染の有無等についての診断を受ける。

予防員は、獣医師に対して、狂犬病の疑いがある旨及びその動物の適正な取扱い、所有者の指示等について連絡・依頼する。

(4) 臨床診断を行った獣医師から保健所への届出

診断を行った獣医師は、狂犬病の疑いがあると判断した場合は、直ちにその旨を保健所に届出する。

(5) 届出を受けた保健所における対応

ア 獣医師及び所有者からの聞き取り

届出を受けた保健所は、狂犬病感染の確認を行うため、獣医師及び動物の所有者から状況聴取を行う。(聴取内容は、1の(2)のア参照。)

イ 獣医師及び所有者への指示

予防員は、状況聴取の結果、感染の疑いがあると判断した場合は、獣医師及び所有者に對して次の指示を行うこと。(詳細は、1の(2)のイ参照)

(ア) 動物の保管・管理、隔離、他の動物との接触の禁止等

(イ) 殺害禁止

(ウ) 死亡した場合の死体の引渡し

(エ) 所有者等が動物から咬傷を受けた場合、暴露後発病予防の指示

ウ 動物の観察

予防員は、動物管理施設、獣医師診療施設又は所有者の自宅に保管中の動物の状況を観察する。(詳細は、1の(2)のウに従い対応する。)

エ 限定した疫学調査の開始

予防員は、感染源、感染経路、他の狂犬病の疑いのある動物の有無等について調査を行う。

(6) 保健所における動物に対する措置の選択

予防員は、状況調査等で、狂犬病感染の疑いが強い場合で、付属書3「動物に対する措置の選択の基準」(P. 52)に基づき当該動物を致死処分して確定診断を行う必要があると判断した場合は、所有者の了解を得て当該動物の致死処分を行う。詳細については、1の(3)に従い対応する。

(7) 保健所から都道府県等主管課への確定診断の依頼と検体の送付

致死処分した動物は、1の(4)と同様に地方衛生研究所へ送付する。検体の送付は、IVに従

い対応する。

4. 野外（野生動物・放浪動物）で発見した場合

(1) 発見者から保健所への連絡

ア 野生動物の場合

発見者は、農林事務所等（野生動物担当機関）に連絡を行い、連絡を受けた農林事務所等は、直ちに発見場所を所管する保健所に連絡する。

イ 放浪動物（野生動物を除く。）の場合

発見者は、直ちに発見場所を所管する保健所に連絡する。

(2) 保健所による発見者からの聞き取り

連絡を受けた保健所は、発見された動物の状況について、発見者等から状況聴取する。（付属書4「発見者からの聞き取り調査票」（P. 53）参照）

(3) 動物の捕獲

ア 野生動物の場合

発見された動物が「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）」の保護動物に該当するかの確認を行った後、該当する場合は、環境省（都道府県等又は市町村に権限委譲している動物にあっては、当該機関）の捕獲許可を受けた後、捕獲する。なお、捕獲許可申請者及び捕獲実施者は、保健所等とする。

イ 放浪動物（野生動物を除く。）の場合

(ア) 犬の場合

予防法第6条第1項又は都道府県等の飼い犬に関する条例等の規定により捕獲・収容する。

(イ) 犬以外の動物の場合

a. 都道府県等の動物に関する条例で犬以外の動物の捕獲規定がある場合には、当該規定により捕獲する。

b. 放浪動物が、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。）第19条第1項の規定による負傷動物に該当する場合で、発見者から通報があった場合は、同条第2項の規定に基づき収容する。

c. その他の場合は、警察法（昭和29年法律第162号。）第2条第1項の規定により警察官の指示等により捕獲・収容する。

(4) 動物管理施設への搬送・保管

捕獲・収容した動物は、都道府県等の動物管理施設で保管を行う。

（以下「2 自治体の動物管理施設で発見した場合」に従い対応。）

5. 動物検疫所で発見した場合

(1) 動物検疫所内の場合

ア 家畜防疫官等による死亡動物等の確認

家畜防疫官は、付属書12「犬・猫等の輸出入検疫について」(P. 88)に基づく輸入検査中に狂犬病を疑う事例を確認した場合は、以下により対応する。

イ 輸入者等からの聞き取り

到着時における輸出国政府発行の証明書の記載事項を確認するとともに、輸入者等に連絡の上、輸出国における飼育状況等について再聴取する。

ウ 限定した疫学調査の開始

同時期に輸入された犬・猫等（以下「犬等」という。）との接触の有無（同一航空機による輸送）の確認を行うとともに、輸送から搬入時までの人にに対する咬傷等の有無について航空会社等に確認する。咬傷等があった場合は、狂犬病の暴露後発病予防の可能な医療機関を紹介するとともに、医師による診療を受けるよう指示する。狂犬病のワクチン接種可能医療機関については、「FORTH 海外渡航者のためのホームページ」<http://www.forth.go.jp/> を参照。

エ 動物検疫所による確定診断

けい留中の犬等が死亡した場合には、けい留場所において病理解剖を実施し、病性鑑定に必要な材料を採材する。病性鑑定は、動物検疫所長通知「動物の輸入検査における検査実施項目等の指針」（以下「検査指針」という。）に基づき実施する。

オ 国立感染症研究所への検査の依頼

病性鑑定において、更にウイルス分離等の精密検査が必要な場合は、動物検疫所精密検査部及び国立感染症研究所に検査の依頼をする。検体の送付方法等はIVに従い対応する。

(2) 家畜防疫官指定場所（輸入者自宅等）の場合

ア 輸入者等から動物検疫所への連絡

検疫中の犬等が死亡した旨の連絡があった場合、必要事項（受理日時、通報者の氏名、輸入者との関係、連絡先、指示書番号、死亡確認の状態、けい留期間中の状況、他の動物との接触、人への危害等）を聴取し、その内容についての記録を取る。

イ 動物検疫所から輸入者等への指示

輸入者等からの連絡を受けた時点で疫学情報、通報内容から狂犬病が疑われる場合は、輸入者等に対し、家畜防疫官がけい留場所に到着するまでの間、人・他の動物との接触を避けるため、死体をシーツ等で覆うよう指示する。また、生前の人への咬傷等の有無を確認し、咬傷等があった場合は、狂犬病の暴露後発病予防の可能な医療機関を紹介するとともに、医師による診療を受けるよう指示する。狂犬病のワクチン接種可能医療機関については、「FORTH 海外渡航者のためのホームページ」<http://www.forth.go.jp/> を参照。

ウ 動物検疫所による死亡動物の確認

家畜防疫官は、輸入者等からの死亡通報後、防疫車に消毒液等の必要器材を積載し、けい留場所へ直行する。けい留場所に到着後、死亡した犬等の状態、けい留場所の状況等を確認する。また、ケージ、餌箱等汚染の恐れがある物品に対して、消毒等の措置を講ずる。（付属書13「汚染物品等の消毒方法」(P. 90) 参照）

エ 限定した疫学調査の開始

輸入者等に対し、けい留中の状態、輸入前における飼育状況等を再確認する。更に同時

期に輸入された犬等との接触の有無(同一航空機による輸送等)の確認を行うとともに、輸送から搬入時までの人に対する咬傷等の有無について航空会社等に確認する。

オ 動物検疫所による確定診断

輸入者に対し、狂犬病診断のための検査材料を採取することを説明し、承諾を受けた後、汚物等が飛散しないように消毒液を浸したシーツ等で死体を覆い、更に輸送用のケージに死体を収納し、防疫車等により動物検疫所に搬入する。

搬入後、病理解剖を実施し、病性鑑定に必要な材料を採材する。病性鑑定は、検査指針に基づき実施する。

カ 国立感染症研究所への検査の依頼

病性鑑定において、更にウイルス分離等の精密検査が必要な場合は、動物検疫所精密検査部及び国立感染症研究所に検査の依頼をする。検体の送付方法等はIV (P. 37 参照) に従い対応する。

6. 空港・港湾施設内で発見した場合

発見者から連絡を受けた、動物検疫所、空港公団等、管轄の保健所のいずれかの機関は、発見された動物が以下のア～ウのいずれに該当するかを判断し、自ら担当機関として対応するか、他の担当機関に連絡を行う。

ア 検疫対象動物（犬、ネコ、キツネ、スカンク、アライグマ） → 動物検疫所が対応

イ 検疫対象外動物 → 空港公団等が対応

ウ 国内の犬等 → 保健所が対応

(1) 動物検疫所における対応

航空機内での発見等、明らかに外国からきた犬等と判断される場合は、動物検疫所は慎重に動物を捕獲し、動物検疫所けい留施設に隔離する。航空会社等が輸入検査申請を提出し、動物検疫所のけい留場所において動物検疫を実施する。(以下 I の 5 のアに従い対応)

(2) 空港公団等における対応

航空会社等に輸入動物で逃亡したものがないかどうか確認し、所有者を探すとともに、管轄の保健所に連絡する。

(3) 保健所における対応

当該動物を動物管理施設に収容し、「I の 4 野外で発見した場合」に準じて対応。

II. 狂犬病ウイルス感染の疑いのある者への対応

1. 医療機関における対応

付属書 5 「咬傷被害者への治療」 (P. 55)

付属書 6 「狂犬病が疑われる患者への対応」 (P. 61)

付属書 7 「狂犬病と確定診断された患者への対応」 (P. 63)

付属書 8 「狂犬病患者の家族への対応」 (P. 64) 参照

(1) 感染の疑いのある者からの聞き取り

ア 受傷した地域

日本国内か、海外か、海外であれば、狂犬病常 在地か否か

イ 加害動物の種類

犬、ネコ、キツネ、アライグマ、スカンク、マングース、コウモリ、サルなど

ウ 受傷部位

顔面、上肢、下肢、その他

衣服の上から受傷したか、素肌に傷を受けたか

エ 出血の有無

傷口から出血があったか否か、

流れ出るほどか、にじむ程度か

オ 受傷後の処置

傷を流水と石鹼で洗浄したか否か、

70%アルコールやポビドンヨード液で消毒したか否か

カ 狂犬病暴露後発病予防開始の有無

すでに医療機関を受診していれば、狂犬病暴露後発病予防を開始したか否か

開始していれば、抗狂犬病免疫グロブリン、狂犬病ワクチン、破傷風トキソイドなどの接種を以前に受けたか否か

- 接種を受けていれば、狂犬病ワクチンの種類と接種回数

- 接種した抗狂犬病免疫グロブリンは人由来かウマ由来か

(2) 危険度の判断

ア 受傷地

狂犬病常 在地か否か、

受傷地域での狂犬病患者発生数は多いか少ないか

イ 加害動物の様子

加害動物の外観から狂犬病を否定することは不可能

ウ 受傷時の状況

犬の尾を踏んで咬まれたというように、咬傷等の動機が理解できる場合は狂犬病ウイルス感染の危険は小さいが、完全に否定はできない。

エ 受傷部位

顔面、頸部など脳に近い部位を咬まれた場合は、下肢を咬まれた場合より危険度が高い。

また顔面や手指など神経分布が多い部位を咬まれた場合も危険度が高い。

オ 出血の有無

素肌を直接咬まれて出血が多い場合は危険度が高い。出血があっても、衣類の上から咬まれた場合は、加害動物の唾液が体内に入る可能性が小さいので、危険度も低い。

カ 加害動物種

地域別の危険動物種については付属書5「咬傷被害者への治療」(P.55)を参考にする。

アからカまでの事項を勘案し、WHOの基準などの資料を参考にして狂犬病暴露後発病予防の必要性を判断する。

- (3) 狂犬病暴露後発病予防の実施
- ア 傷口を流水と石鹼で十分洗浄する
 - イ 傷口を70%アルコールまたはポビドンヨード液で消毒する
 - ウ 狂犬病ウイルス感染の危険が高いときは、抗人狂犬病免疫グロブリンを20IU/kgの割合で（抗人狂犬病免疫グロブリンが入手できない場合は、抗ウマ狂犬病免疫グロブリンなら40IU/kg）、できるだけ多く傷口周囲に、残量があれば三角筋部に筋肉注射する。
 - エ 細胞培養狂犬病不活化ワクチンを、初回接種日を0日として、0、3、7、14、30日の5回注射し、必要に応じて90日に6回目を注射する。
 - オ すでに暴露前狂犬病ワクチン接種を受けた人では、0日と3日の2回あるいはそれ以上注射する。
 - カ 医療機関への受診が、受傷から数日、数週、あるいは1ヵ月以上経過していても、受傷状況から狂犬病暴露後発病予防が必要と判断されれば、ただちに開始する。
 - キ すでに海外で暴露後発病予防のため、細胞培養不活化狂犬病ワクチン接種を開始して帰国した受傷者に対しては、日本製の狂犬病ワクチンを使用して、接種予定を完了させる。

(4) 人の狂犬病の検査法

人の狂犬病の検査法については、付属書6「狂犬病が疑われる患者への対応」(P.61)を参照。

(5) 咬傷等の被害者に保健所への連絡を指示

受傷地が日本国内である場合は、加害動物の調査を迅速に実施できるように、咬傷等の被害者に、咬傷等の発生地を管轄する保健所へ連絡するように指示する。

(6) 医師から保健所への通報

加害動物の調査を確実に開始できるように、動物咬傷等の被害者を診察した医師は、被害者の連絡先および加害動物の種類を咬傷等の発生地を管轄する保健所に通報する。

2. 感染の疑いのある者（又は医師）からの連絡を受けた保健所における対応

(1) 感染の疑いのある者等からの聞き取り

感染源・経路等調査のため、感染の疑いのある者等から聞き取り調査を行う。

(2) 加害動物の追跡調査とその特定

聞き取り調査の結果、感染源が動物である可能性が強い場合は、次の対応を行う。

ア 加害動物に所有者がいる場合

（Iの3「動物の所有者が発見した場合」に従い対応。）

イ 加害動物が野外（野生動物・放浪動物）にいる場合

（Iの4「野外で発見した場合」に従い対応。）

III. 狂犬病の疑いのある動物発見の報告及び確定診断依頼

1. 国内における発見の場合

(1) 保健所

ア 都道府県等主管課への報告

狂犬病の疑いのある動物を発見した旨の届出を受けた場合は、I の対応を行うとともに、直ちに電話で主管課へ一報を入れる。その後、速やかに次の内容を記載した報告書を作成し、付属書4「発見者からの聞き取り調査票（P. 53）」を添付し送付すること。（付属書9「狂犬病の疑いのある動物発見の報告用様式例」（P. 66）参照）

（ア） 狂犬病の疑いのある動物の種類、所有者又は発見者、発見場所及び日時と現保管場所等

（イ） 動物の症状

（ウ） 他の動物への感染の可能性の有無及びその範囲

（エ） 人への感染の可能性の有無

（オ） 対応状況

イ 確定診断の依頼

確定診断を行う必要があると判断した場合は、その旨を都道府県等主管課に連絡するとともに、都道府県等主管課から地方衛生研究所に対して確定診断の実施を依頼する。

ウ 地方衛生研究所への検体の送付

依頼後、直ちに地方衛生研究所に検体を送付する。検体の送付方法等は、1の(4)に従い対応する。

（2） 都道府県等主管課

ア 厚生労働省健康局結核感染症課への通報

保健所からの報告を受けた場合は、直ちに電話で厚生労働省健康局結核感染症課（以下「結核感染症課」という。）へ一報を入れるとともに、(1) のアと同様の内容を記載した報告書を作成し、付属書4「発見者からの聞き取り調査票」（P. 53）を添付し送付すること。（付属書9「狂犬病の疑いのある動物発見の報告用様式例」（P. 66）参照）

イ 隣接他県への通報

隣接他県に対し、アと同様の通報等を行う。

ウ 地方獣医師会への連絡

狂犬病の疑いのある動物が発見された旨を口頭により地方獣医師会へ連絡する。

エ 確定診断の依頼

狂犬病の確定診断では慎重を期するために、国立感染症研究所で検査を実施するよう結核感染症課に依頼する。

（3） 地方衛生研究所

ア 検体の送付

保健所から送付されてきた検体の頭部を切り離して国立感染症研究所に送付する。（全脳の摘出が可能な地方衛生研究所では、採材して送付。）詳細は、IV 参照。

（4） 結核感染症課

ア 確定診断の依頼

都道府県等主管課の依頼に基づき、国立感染症研究所に対し、確定診断の依頼を行う。

イ 隣接以外の他県への連絡・指示

都道府県等主管課からの報告に基づき、感染が隣接以外の都道府県に及ぶ可能性のある

場合には、当該県へ連絡を行うとともに必要な指示を行う。

2. 動物検疫所における発見の場合

(1) 動物検疫所

ア 農林水産省生産局畜産部衛生課への報告

輸入検疫中の犬等に狂犬病が疑われるため、現在、病性鑑定中である旨をけい留担当場所から、動物検疫所長を通じ、農林水産省生産局畜産部衛生課（以下「農水省衛生課」という。）へ通報し、必要な情報を提供する。

イ 検査の依頼

農水省衛生課を通じ国立感染症研究所へ検査を依頼する。

ウ 国立感染症研究所への検体の送付

病性鑑定において、更にウイルス分離等の精密検査が必要な場合は、農水省衛生課に通報するとともに、動物検疫所精密検査部及び国立感染症研究所に検査の依頼を行う。

(2) 農水省衛生課

ア 結核感染症課への通報

農水省衛生課は、動物検疫所からの報告を受けた場合、結核感染症課に通報するとともに、必要な情報を提供する。

イ 検査の依頼

農水省衛生課は、結核感染症課に対して、動物検疫所から国立感染症研究所に病性鑑定に必要な材料を送付し、検査依頼を行う旨依頼する。

(3) 結核感染症課

ア 検査依頼の連絡

結核感染症課は、国立感染症研究所に対し、動物検疫所より、輸入検疫中の犬等に狂犬病が疑われるため検査依頼があり、病性鑑定材料が動物検疫所より送付されることを連絡する。

IV. 確定診断

1. 確定診断における分担

確定診断は原則として国立感染症研究所が行い、地方衛生研究所は国立感染症研究所に確定診断の依頼を行うと同時に、狂犬病の疑われた動物の頭部を切り離して検体を冷蔵状態（氷上もしくは4℃）で速やかに国立感染症研究所へ輸送する（全脳の摘出が地方衛生研究所で可能な場合には、検査に必要な各部位を個別に異なる容器に入れて、採材部位名を明記し、必要な情報を記載した書類とともに冷凍状態（-20℃以下）での輸送が可能）。なお、狂犬病検査が可能な地方衛生研究所では可能な検査を行い、確定診断が必要とされた場合に速やかに国立感染症研究所に確定診断の依頼と検体の輸送を行う。（解剖、検体採取、死体の処理は付属書10「確定診断のための検体送付方法等」を（P. 67）参照）

2. 狂犬病の検査方法

狂犬病の検査は感染が疑われた動物の中枢神経組織(アンモン角、脳幹、小脳)を利用して行なう。(1)脳組織の塗抹標本を用いた直接蛍光抗体法によるウイルス抗原検索、(2)脳組織乳剤を用いたRT-PCR法によるウイルス特異遺伝子の検出、(3)脳組織乳剤を乳のみマウス脳内およびマウス神経芽細胞腫由来培養細胞に接種して行うウイルス分離法が可能である。(検査方法は付属書11「確定診断ための検査方法」(P.79)を参照)

3. 検査結果の確定

検査結果の確定は、(1)直接蛍光抗体法により検査材料から狂犬病ウイルス特異抗原が検出された場合、(2) RT-PCR法により検査材料から狂犬病ウイルス特異的遺伝子が検出された場合、(3) 乳のみマウスおよびマウス神経芽細胞腫由来培養細胞への接種によりウイルスが分離された場合(狂犬病ウイルス特異抗原の検出で最終判定を行う)である。

以上3検査のいずれかで狂犬病ウイルスが検出された場合に狂犬病陽性と診断される。一般には蛍光抗原の検出が最初に行われる(臨床診断、疫学情報等で狂犬病の疑いが強く示唆された症例で陰性を示した場合には、追検査やウイルスの分離を行う。)

V. 確定診断結果の報告

1. 国内における発生の場合

(1) 国立感染症研究所から結核感染症課への報告

検査結果が出た後、直ちにその結果を口頭により結核感染症課に報告する。

また、後日、書類による報告を行う。

(2) 結核感染症課

ア 都道府県等主管課への通知

国立感染症研究所からの報告に基づき、都道府県等主管課に口頭により通知する。

また、後日、書類による通知を行う。

イ 隣接以外の他県への連絡

Ⅲの1の(4)のイにおいて連絡した県に対し、確定診断結果を連絡する。

(3) 都道府県等主管課

ア 地方衛生研究所及び保健所への通知

結核感染症課からの通知に基づき、地方衛生研究所及び保健所に口頭により通知する。

また、後日、書類による通知を行う。都道府県等は、地方衛生研究所での確定診断結果との比較検討を行い、対策の指標とする。